

第216回埼玉県都市計画審議会

平成23年2月8日午後2時開会

場所 埼玉県知事公館 1階大会議室

○事務局 定刻前でございますけれども、本日出席予定の委員さん、全員出席をされましたので、これより第216回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここで今回が初めての御出席となります新任の委員さんを御紹介させていただきます。

まず、関係行政機関の委員として御就任をいただきました関東地方整備局長の下保修様でございますけれども、本日は代理で佐藤様に御出席をいただいているところでございます。

続きまして、市議会の議長を代表する委員といたしまして御就任をいただきました、上尾市議会議長の中村清治様でございます。

○中村委員 中村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。事前にお配りしております資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、資料1と2、参考資料1と2でございます。それから、本日、机の上にお配りをいたしました資料でございますが、次第と座席表、委員名簿でございます。委員名簿につきましては、事前にお配りしてあります名簿と差しかえをお願いいたします。本日付の名簿になってございます。ございますでしょうか。

また、本会議は原則公開としておりますので、意見書の個人情報に関する部分を黒塗りさせていただいております。

それでは、ここで委員の皆様方の出席状況について御報告を申し上げます。ただいま17名の委員の方に御出席を賜りました。したがって、定足数の22名の過半に達してございますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより大村会長に議長になっていただきまして、議事の進行をお願いしたいと存じます。

大村会長、よろしくお願いいたします。

○議長（大村） 本日は委員の皆様方には、大変、御多忙のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。皆様方の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、まず会議録の署名委員でございますが、本審議会の運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私のほうから指名させていただきたいと存じます。本日は山本委員さん、海野委員さん、このお二人をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっ

ておりまして、私といたしまして、本日とりわけ非公開にすべきと思う案件はございません。皆様の御意見、いかがでございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしゅうございますか。それでは、御意見はございませんので、御異議ないということで、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきたいと思えます。

傍聴者、おいでになりますか。入場していただきたいと存じます。

〔傍聴者入場〕

○議長（大村） 議事に入ります前に、傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りいたしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと思えます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきますので、御注意ください。

それでは、ただ今より第216回埼玉県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第にありますように、議第4939号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など都市計画法及び土地区画整理法に関する9議案についてでございます。

それでは、議第4939号「飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4940号「飯能都市計画用途地域の変更について」、議第4941号「飯能都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」、以上の3議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の戸井原でございます。本日の議案の説明につきましては、議案書のページを参考までにお伝えを申し上げますが、内容につきましては、前回同様、パワーポイントにて説明させていただきますので、前方のスクリーンを御覧いただきながらお聞きいただきたいと存じます。

それでは、恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。御覧の3議案について、順次説明をさせていただきますが、議第4939号及び議第4940号については私から、議第4941号は住宅課長から説明をさせていただきますので、一括して御審議くださるようお願い申し上げます。議案の説明に入る前に、まず今回の3議案に係りますそれぞれの都市計画の内容及び体系を説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。議第4939号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域における都市の将来像を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。次に、議第4940号の用途地域は、都市計画区域における市街地の将来像に合った適切かつ合理的な土地利用を実現するために定めるものでございます。次に、議第4941号の住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、いわゆる大都市法の規定に基づく良好な住宅市街地の開発整備を図るための目標などを示すものでございます。次に、それぞれの

都市計画の体系でございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と住宅市街地の開発整備の方針は、相互に整合し、用途地域はそれぞれの方針に即して定めることとなっております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書は5ページから77ページでございます。これから説明いたします3議案は、埼玉県の南西部にございます飯能市の飯能大河原地区に関する議案でございます。赤線で囲んだ地区でございます。飯能市の南部に位置し、西武池袋線飯能駅から西に約2.5kmの距離にある地区でございます。地区の面積は約138haでございます。本地区は、主に住宅地の整備を目的といたしまして、都市再生機構が昭和60年から土地区画整理事業を実施している地区でございますが、近年、飯能市では人口の減少に伴い、住宅需要が低迷してきてございます。本地区は、平成8年に開通いたしました圏央道狭山日高インターチェンジ、また青梅インターチェンジからそれぞれ約9kmの距離に位置しているため、工業の立地に適する条件を備えるようになってまいりました。県といたしましても、圏央道沿線における産業集積を政策として掲げ、飯能市とともに積極的な企業誘致活動を行っており、工業系企業の立地ニーズも次第に高まってきております。こうした状況の変化を踏まえまして、県では本地区を主に工業地としての土地利用を図っていくため、都市計画の変更を行おうとするものでございます。

それでは、都市計画の変更内容について説明いたします。まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございますが、飯能大河原地区の市街地像を主に周辺環境との調和に配慮した工業地の形成を図り、一部を住宅地とすることに變更いたします。

次に、用途地域の変更について説明いたします。土地区画整理事業を円滑に進めるため、都市基盤が整うまでの間、建築制限の最も厳しい第一種低層住居専用地域に指定しておりましたが、このたび平成23年度中に都市基盤が整うことが確実となりましたことから、今回變更いたします都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して用途地域を変更するものでございます。まず北側、上の部分になりますが、青色で塗られた地域につきましては、主として工業の利便を増進するため、工業地域に変更いたします。また南側、下の部分になりますが、紫色で塗られた地域につきましては、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する地域といたしまして、軽工業を中心とした準工業地域に変更いたします。次に、その隣の黄色で塗られた地域につきましては、主に工場の従業員の住宅地とするため、住居の環境を保護する第一種住居地域に変更いたします。以降は住宅課長より説明いたします。

○幹事（住宅課長） 住宅課長の古里でございます。続きまして、住宅市街地の開発整備の方針の変更について御説明申し上げます。失礼して着座させていただきます。

本方針は、住宅市街地の開発整備の目標をはじめ、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備、開発する重点地区などを定めることとなっております。重点地区につきましては、平成18年に制定されました住生活基本法に基づき県が策定する住生活基本計画の都道府県計画で定められた重点供給地域の中から選定されることとなっております。そこで、県では平成18年度に住生活基本計画を策定

し、平成19年度に住宅市街地の開発整備の方針の県下一斉の見直しを行ってまいりました。今回変更しようとする飯能大河原地区につきましては、一斉見直しの際に重点地区を南に位置する約13haに設定しております。このたび飯能大河原地区における土地利用の方針の変更を受けまして、重点地区の面積を約6haに変更し、あわせて中低層の住宅地を中心とした土地利用を図っていくこととしようとするものでございます。また、飯能大河原地区以外の重点地区におきましても、地区計画の策定等の進捗がございましたので、文言や図の修正を行うものでございます。

以上、御説明いたしました飯能大河原地区に関するこれらの3議案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成22年12月7日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、飯能市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大村） ありがとうございます。ただ今の幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、御発言をいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御意見がございませんので、これより採決に入らせていただきます。

3議案のうち議第4939号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び議第4941号の住宅市街地の開発整備の方針は、都市計画や住宅市街地整備の基本的な方向性を示すものですから、個別の都市計画でございませ議第4940号の用途地域に先立ち、まず2議案を一括して採決させていただきたいと思っております。

議第4939号及び議第4941号の2議案について、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4940号の議案につきまして採決をいたします。

この議案につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、次に議第4942号「志木都市計画道路の変更について」及び議第4943号「志木都市計画用途地域の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事は、議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、この2議案を一括して説明させていただきます。

議案書は79ページから91ページでございます。本議案は、埼玉県南西部に位置いたします志木市の都市計画道路及びその沿道の用途地域を変更する議案でございます。今回変更いたします都市計画道路3・5・8号宗岡志木環状線は、志木市の北部地域を起点といたしまして、志木朝霞線と交差し、志木市の南部に至る幹線街路でございますが、一級河川新河岸川の改修に伴いまして、宗岡志木環状線の南側に位置いたします志木市道第2037—2号線でございます宮戸橋が平成2年10月に幅員約10mでかけかえられました。このことによりまして、本都市計画道路の代替機能を果たすこととなったために、赤色の点滅でお示しいたします約600mの区間を廃止するものでございます。また、平成10年11月の都市計画法施行令の改正によりまして、都市計画道路については、車線数も定めることとなったため、あわせまして残る区間の車線数を2と決定するものでございます。

次に、用途地域ですが、本地域はこの都市計画道路の沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、都市計画道路の端から25mを第一種住居地域に決定しておりました。しかし、この都市計画道路の一部を廃止いたしますことから、廃止する区間につきましては、周辺と同様の第一種中高層住居専用地域に変更するものでございます。

以上、説明いたしました議案につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成22年11月19日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、志木市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。それでは、今の幹事の説明につきまして、御意見や御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、いかがでございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4942号及び議第4943号の2議案について一括採決をいたします。

この議案につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございます。

次に、議第4944号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4944号「川越都市計画道路の変更について」を説明させていただきます。

議案書は93ページから97ページでございます。本議案は、埼玉県の西部に位置いたします日高市の

都市計画道路 3・4・33号高麗川駅東口通線についてでございます。今回変更いたします高麗川駅東口通線は、JR高麗川駅の東口から市役所通りなどを結ぶ幹線街路でございます。本都市計画道路は、昭和53年に計画決定いたしました。高麗川駅東口周辺部では、当時想定いたしましたほど市街地が広がらず、想定より停車需要が少なくなったために、停車帯を廃止し、幅員を18mから14mに変更しようとするものでございます。また、駅前広場につきまして、最新の算定式で適切な面積を再計算いたしました結果、現在決定されております約2,700㎡から約2,100㎡に縮小しようとするものでございます。なお、高麗川駅東口のJR貨物の廃線敷地を駅前広場として利用することにつきまして、JRとの協議が調いましたことから、駅前広場の位置を西側に少し移動いたしまして、本路線の延長を約620mから約640mに変更するものでございます。また、道路の幅員の規格が変更となりますことから、名称を「3・4・33号高麗川駅東口通線」から「3・5・33号高麗川駅東口通線」と変更し、あわせて本路線の車線数を2と決定いたします。

以上、説明いたしました高麗川駅東口通線につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成22年11月9日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、日高市に対して本議案について意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただ今の幹事の説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと存じます。いかがでございますか。

どうぞ。小沢委員。

○小沢委員 高麗川駅は私もよくわかっているんですが、こちらが東だから、向こう側の西は区画整理できれいになりました。それで、人口の関係だとか、市街化ができないので、道路の幅を少なくして駅寄りに延長するということはわかりますが、将来的に都市計画道路と結ぶような橋上駅だとか、自由通路という計画は特にないんですか。

○議長（大村） よろしくお願ひします。

○幹事（都市計画課長） 駅のほうにつきましては、現段階でそのような計画については、伺ってはおりません。

○小沢委員 都市計画には別に関係ないからということなんですね。わかりました。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかには御質問、御意見ございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4944号の議案について採決をいたします。

この議案につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に、議第4945号「幸手都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4945号「幸手都市計画道路の変更について」を説明させていただきます。

議案書は99ページから103ページでございます。本議案は、埼玉県東部に位置いたします幸手市、杉戸町の都市計画道路3・4・38号杉戸幸手栗橋線及び幸手市の都市計画道路3・4・39号西口停車場線の変更についてでございます。杉戸幸手栗橋線は、杉戸町の北西部を起点といたしまして、東武日光線幸手駅の西側を経由して一般県道加須幸手線に至る幹線街路でございます。また、西口停車場線は、東武日光線幸手駅を起点といたしまして、杉戸幸手栗橋線へ至る幹線街路でございます。杉戸幸手栗橋線と西口停車場線の交差部は、幸手駅に近いことから、広い幅の歩道の連続性を確保いたしまして、歩行者等の安全性を向上させるため、一部区域を拡幅変更するとともに、所要の変更を行うものでございます。また、西口停車場線の駅前広場につきましては、身障者用の駐車スペースの設置、それからそれに伴うレイアウトの見直しにあわせまして、形状を変更するものでございます。さらにこの駅前広場の形状の変更によりまして、西口停車場線の起点を西側に移動し、本線の延長を約420mから約410mへ変更し、あわせて車線数を2と決定するものでございます。

以上説明いたしました杉戸幸手栗橋線及び西口停車場線につきましては、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、平成22年10月26日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、幸手市、杉戸町に対して、本議案について意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございました。ただ今の幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、御発言いただきたいと思ひます。いかがでございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4945号議案について採決をいたします。

この議案につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に、議第4946号「幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」を議題に供します。

この議案は、土地区画整理法の規定により、幸手市が事業計画を定めるに当たり、行った案の縦覧

で提出された意見書を知事が本審議会に付議したものです。本審議会は、この意見を採択すべきか、すべきでないかを議決する役割がございます。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の篠でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。それでは、議第4946号「幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書」につきまして御説明申し上げます。

議案書は105ページから106ページでございます。本議案は、幸手市が施行する幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画を定めるに当たり、事業計画案を平成22年10月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1通1名の方から意見書の提出がございました。このため土地区画整理法第55条第4項の規定により、提出された意見書に係る意見を採択すべきであるか、採択すべきでないかを御審議願うものでございます。

それでは、意見書の取り扱いにつきまして説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。意見書に係る意見を採択すべきであると議決された場合、知事は幸手市に対し必要な修正を加えるべきことを求めます。この結果、市は事業計画を修正し、再度、縦覧の手続を行うこととなります。意見を採択すべきでないとして議決された場合、知事はその旨を意見書提出者に通知します。この後、知事は事業計画の設計の概要を認可することとなります。

それでは、本事業の概要と経緯を説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業は、東武日光線の幸手駅の西側にあり、西側は久喜市との行政界、北側は県道幸手久喜線に接する施行面積が約15.4haの赤く着色した区域でございます。本地区は、幸手駅の西側に隣接する地区にありながら、道路の大半は狭小であり、公園等の公共空間も十分に確保されていない状況でございます。このため地域の根幹となる駅前広場や都市計画道路などの公共施設整備と良好な住環境整備を一体的に行い、安全で快適な市街地を整備するものでございます。なお、平成18年3月に幸手市が土地区画整理事業の区域を都市計画決定しております。

事業の概要といたしましては、駅前広場、都市計画道路西口停車場線、杉戸幸手栗橋線を根幹とし、道路の幅員が主に5mから6mの区画道路を適宜配置することとしております。なお、駅前広場と都市計画道路につきましては、先ほどの議第4945号を反映した計画としております。また、倉松川と駅前広場を一体的に組み合わせて親水性のある約4,600㎡の公園を整備するとともに、地区西側に約1,000㎡の公園を配置しております。県道幸手久喜線と倉松川につきましては、拡幅整備を行うための用地を土地区画整理事業で確保する予定でございます。以上が主な事業計画の内容でございます。

それでは、意見書の内容につきまして説明させていただきます。地区内の権利者数は292名でございます。意見書の提出状況でございますが、1通1名の方から反対の意見書が提出されました。意見書の写しは資料1でございます。内容が多いため、意見書の要旨を別にまとめさせていただいております。参考資料1を御覧ください。意見書の要旨は、事業計画に係るものが意見1から意見4、事業

計画にかかわらないと思われるものが意見5から意見6でございます。事業計画に係る意見と、その見解について説明させていただきます。

それでは、前方のスクリーンを御覧ください。意見1、当初50haの区域で整備が計画されていたが、今回事業規模が3分の1以下に縮小されて実施される。この区域では中途半端で終わってしまうので、実行する意味があるのかとの御意見でございます。総事業費、財政状況、権利者の合意形成状況などさまざまな観点から検討した結果、事業効果の早期発現を図るため、15.4haを平成18年3月に都市計画決定しております。今回はこの区域で事業を行おうとするものでございます。

次に意見2、市の厳しい財政状況を考慮すると、市の財政負担は大き過ぎる。施行期間20年はさらに延びる可能性が高く、完成にこぎつけるか疑問を感じるとの御意見でございます。本事業の資金計画は、市の厳しい財政状況を十分踏まえて立てたものとなっております。施行期間は、資金計画をはじめさまざまな課題を考慮して設定しております。

次に意見3、事業計画に示された総事業費は約61億円であるにもかかわらず、市議会に報告されたのは約112億円と差があるのはなぜかとの御意見でございます。事業計画で示された事業費は、都市計画道路や駅前広場などの整備費や建物移転補償費など本事業で実施する経費でございます。市では、本事業にあわせて下水道、駅自由通路の整備を別途事業で行うことから、それらを含めた総事業費を市議会に説明しているものでございます。

次に意見4、親水公園は久喜新道に接するのみで、極端に細長い形状である。2つの公園は位置、形状とも最悪であり、区域の中央地区、駅前ロータリー近くに変更すべきであるとの御意見でございます。親水公園は、県道や駅自由通路、駅前広場に容易にアクセスができる計画としており、倉松川に沿って細長い形状ではございますが、防災機能や広場機能、倉松川を活用した風致機能を有する公園として整備する予定でございます。また、西側の公園は公園の誘致距離を考慮して配置しております。

以上が提出されました事業計画に係る意見の要旨とその見解でございます。なお、意見書提出者に対しまして、幸手市では今後も引き続き事業に対する御理解と御協力が得られるよう努めていくとのことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大村） ただ今の幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、御発言をいただきたいと存じます。いかがでございますか。

よろしゅうございますか、特に。御説明で。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4946号の議案について採決をいたしますが、まず採択すべき意見書の意見があるという御意見の方には挙手をお願いしたいと思います。

ございませんか。

〔挙手なし〕

○議長（大村） それでは、挙手がございませんので、本案につきましては、採択すべきではないという形で決定をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） ありがとうございます。

それでは、続きまして、議第4947号「草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」を議題に供します。この議案も先ほどと同じく、採択すべきか、すべきでないかを議決するものでございます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 議第4947号「草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書」につきまして御説明申し上げます。

議案書は111ページから112ページでございます。本議案は、草加市が施行する草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の事業計画を定めるに当たり、事業計画案を平成22年10月5日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、5通5名の方から意見書の提出がございました。このため土地区画整理法第55条第4項の規定により、提出された意見書に係る意見を採択すべきであるか、採択すべきでないかを御審議願うものでございます。

意見書の取り扱いにつきましては、先ほどの議案と同じでございますので、簡単に説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。意見書に係る意見を採択すべきであると議決された場合、市に対して修正を加えるべきことを求めます。意見を採択すべきでないと議決された場合、その旨を意見書提出者に通知いたします。

それでは、本事業の概要と経緯を説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業は、東武伊勢崎線の新田駅の西口にあり、県道金明町鳩ヶ谷線に接する施行面積が約10.6haの赤く着色した区域でございます。本地区は、新田駅の西側に隣接する地区にありながら、都市計画道路や駅前広場が未整備なため、青空駐車場などの低未利用地が多く、またミニ開発によるスプロールが進んでおりました。このため都市計画道路や公園などの公共施設整備と良好な住環境づくりを一体的に行い、安全で快適な市街地を整備するものでございます。なお、平成22年3月に草加市が土地区画整理事業の区域を都市計画決定しております。

事業の概要といたしましては、新田西口駅前広場、都市計画道路新田西口停車場線、新田駅前旭町線を根幹とし、道路の幅員が5mから8mの区画道路と幅員が4mの歩行者専用道路を適宜配置しております。また、駅周辺の良好な住環境を形成するため、地区のほぼ中央に約3,200㎡の街区公園を配置しております。以上が主な事業計画の内容でございます。

それでは、意見書の内容につきまして説明させていただきます。当施行区域の権利者数は459名でございます。意見書の提出状況でございますが、5通5名の方から反対の意見書が提出されました。

この5名は、家族でございます、提出された意見の要旨はすべて同じでございます。意見書の写しは資料2でございますが、内容が多いため、意見書の要旨を別にまとめております。参考資料2を御覧ください。意見の要旨は事業計画に係るものと事業計画に係わないと思われるものとなっております。また、要旨と見解の区分にあります意見1から6の番号は、意見書本書の番号と一致させております。

事業計画に係る意見とその見解について説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。意見1、人口、交通量が減少している現在、道路建設、区画整理事業に莫大な金額を安易に費やすのではなく、教育、医療等の福祉制度や施設を拡充することが市の急務であるとの御意見でございます。教育、医療、福祉などの重要性は市でも十分認識しており、校舎の耐震化や子育て支援センターの新設等の福祉施設の充実を図っております。一方、市では総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて駅周辺で面的整備事業を行うことと位置づけており、土地区画整理事業による住環境の向上を図ることも重要なことから、平成22年3月に都市計画決定しております。

次に意見4、当事業により、約2割の減歩が行われる。これ以上土地が狭くなったら、家族5人が安心して住める家屋は二度と建てることはできないとの意見でございます。面積が200㎡以下の宅地は、土地利用に支障のないよう減歩緩和を予定しております。今後、市では土地利用状況等に配慮しながら換地設計を行うこととしており、土地利用を含めて理解を得られるように努めてまいります。

次に意見6、平成12年当時、都市計画道路の建設によって、この土地から追い出されることはないことを確かめた上で転居してきた。土地区画整理事業が行われる可能性があるのであれば、この地に引っ越してこなかったとの御意見でございます。平成12年当時は、まだ土地区画整理事業を行うという明確な計画はありませんでした。平成14年度からまちづくりの検討を始め、平成18年度から土地区画整理事業のためのアンケート調査、説明会を行い、平成21年度に都市計画決定したものでございます。今後とも、市では理解を得られるように努めてまいります。

以上が提出されました事業計画に係る意見の要旨とその見解でございます。なお、意見書提出者に対しまして、草加市では今後も引き続き、事業に対する御理解と御協力が得られるように努めていくとのことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただ今の幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、御発言いただきたいと存じます。いかがでございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4947号の議案について採決をさせていただきます。

まず、採択すべき意見書の意見があるとの御意見の方は挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手なし〕

○議長（大村） どなたもいらっしゃいませんね。それでは、本案につきましては、採択すべきでないというふうに決定させていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。御協力、大変ありがとうございました。傍聴者の方につきましては、事務局の指示に従いまして、御退席をお願いいたします。

それでは、ここで議長の任を解かせていただき、事務局にお返しいたします。

○事務局 本日は委員の皆様方には、熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

これもちまして本日の審議会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後2時40分 閉 会